

給水装置漏水による使用水量の減免処置基準(平成17年告示第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この基準は、[南部水道企業団水道事業給水条例\(平成19年条例第1号。以下「給水条例」という。\)](#)[第31条](#)の規定に基づき、別に定めがあるもののほか、水道料金算定基礎となる使用水量の減免方法の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、それぞれ[当該各号](#)に定めるところによる。

- (1) 地下漏水 給水装置又は受水槽以下の装置が破損等により、地表面又は工作物表面に現れにくい発見困難な漏水をいう。
- (2) 地上漏水 給水装置又は受水槽以下の装置が破損等により、地表面又は工作物表面に現れやすい発見容易な漏水をいう。
- (3) 台風漏水 暴風警報発令中における、受水槽の転倒や破損等が原因で起こる不可抗力による漏水をいう。

(減免適用範囲)

第3条 水道使用者等の善良なる管理にもかかわらずメーター下流において、発生した地下漏水及び台風漏水が発見された場合に、速やかに南部水道企業団企業団(以下「企業団」という。)又は南部水道企業団指定給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)への連絡と適切な処置がなされている水道使用者等について適用する。

2 受水槽以下の漏水修理については、指定工事事業者に限定せず、指定工事事業者以外の者の処置を認める。

3 [前項](#)に定めるもののほか、南部水道企業団企業長(以下「企業長」という。)が認める漏水について適用する。

(適用除外)

第4条 [給水条例第32条](#)に基づく検査結果で、不正又は不相当と指摘された施設に対し、企業長から改善指導したにもかかわらず、これを怠ったことに起因した漏水については減免しない。

2 水道使用者等が善良な管理の注意義務を怠ったことに起因して給水装置又は受水槽以下の装置が破損した場合、若しくは給水装置又は受水槽以下の装置の破損を放置したために生じた漏水については減免しない。また、次に掲げる場合についても減免しない。

- (1) 蛇口、水洗便所の洗浄装置の故障による漏水
- (2) 不正工事によるものの漏水
- (3) 温水器、瞬間湯沸器等の故障による漏水
- (4) [第2条第2号](#)の地上漏水
- (5) 以前に減免の適用を受けた漏水の要因が管の老朽化によるものとして、企業団又は指定工事事業者よりその布設替の勧告を受けながら、布設替がなされない間に起きた再度の漏水
- (6) 水道使用者又は第三者の過失によると認められるもの
- (7) 給水装置の新設又は改善工事の施工後1年以内のもの
- (8) 同一箇所1年以内に漏水したもの
- (9) 漏水箇所の修繕又は改善工事が完了しないもの
- (10) 漏水修繕後6ヵ月を経過した申請
- (11) 企業長に対し、水道使用者等が自己の理由で漏水減免の申し出をしない旨の誓約したとき(漏水の修繕)

第5条 水道使用者等は、企業団から漏水の可能性を指摘されたとき、又は漏水を発見したときは、早急に指定工事事業者に修繕させなければならない。

(減免の手続)

第6条 [第3条](#)に規定する漏水に係る水量の減免を申請しようとする者は、水道料金減免申請書([様式第1号](#))に減免理由を記載した上で漏水修繕証明書([様式第2号](#))を企業長に提出しなければならない。

2 [前項](#)に掲げる漏水修繕証明書は、特段の理由により、提出が遅れる場合には、それに代わる漏水修理の領収証等の写しも可とする。ただし、漏水修理から3ヵ月以内には提出を行うものとする。

(減免の算定方法)

第7条 [第3条](#)に規定する漏水の水量減免算定方法は、[次項](#)のとおりとする。

2 漏水の減免水量は、次の算出方法による。

- (1) (漏水した次の使用水量－漏水無く使用したと認定する水量)×(1/2)

(2) [前号](#)に規定する漏水無く使用したと認定する水量は、漏水前3検針月の平均使用水量、漏水修理後3検針月の平均使用水量又は漏水した月と同月の前年使用水量のうち、いずれか少ない使用水量とする。

3 減免水量の計算に当たって端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 [第2項](#)に規定する減免水量は、500立方メートルを超えないものとする。

5 量水器取替えなど、企業団の責による漏水については、前3検針月の使用水量の平均を超える水量

6 [第2条第3号](#)に規定する台風漏水は、設置されている受水槽容量分を減免水量とする。

(減免対象とする期間)

第8条 減免対象とする期間は、漏水したと推定される時期(修繕が終了した日)の属する検針月分とする。

(委任)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この基準は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年告示第2号)

この基準は、令和2年12月8日から施行する。

[様式第1号\(第6条関係\)](#)

様式第1号 (第6条関係)

水道料金減免申請書

年 月 日

南部水道企業団 企業長 殿

申請者 住所

氏名

印

この度、埋設部分の水道管が破損し、漏水が発生したことにより水道料金が通常より高額となっています。

今回の漏水は事前に予測できるものでなく、また漏水箇所についても下記修理工事業者により修理を済ませていますので、今回の水道料金につきましては、減免措置を講じて下さいますようお願いいたします。尚、本件の申請にあたっては給水条例施行規程及び水道料金減免処理基準規程を遵守いたします。

記

1. 給水栓設置場所：
2. 水道番号：
3. 給水装置漏水箇所：
4. 修理内容及管現状：
5. 漏水修理工事業者：
6. 修理完了月日： 年 月 日

決 裁	企業長	次長	課長	班長	料金班	受付者

[様式第2号\(第6条関係\)](#)

様式第2号 (第6条関係)

南部水道企業団 企業長 殿

年 月 日
指定給水装置工事事業者
事業者名 印

漏水修繕証明書

次のとおり漏水修繕（地下漏水・台風漏水）を完了したことを証明します。

水道番号		水道使用者名	
給水装置設置箇所	南風原町 字 番地 八重瀬町		
修理年月日	年 月 日	メーター番号	
修繕工事写真 (レ点を入れてください)	有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/>	漏水場所 該当番号に○を 記入、以外は記入 してください	①メーター〜タック上の間 () ②タック下り以降 () ③給湯管 () ④埋設部【 () 】 ⑤その他【 () 】
修理時メーター指数	m ³		
修繕内容及び管現状			
修理確認事項 該当番号に○を記入、以外は 記入してください	1. 地下埋設管がその他にも残されている () 2. 今回の修繕は、漏水部分のみとなる () 3. 今回の修繕は、仮設対応で行い時期をみて本設する () 4. 今回の修繕は、改造になり給水申請を要する () 5. その他【 () 】 適用 ()		